

別表十四（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第61条の11《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》の規定の適用を受ける場合（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転につき同条の規定の適用を受ける場合を除きます。）に記載します。
- 2 通算法人が法第61条の11第1項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する譲渡損益調整資産（以下2及び4において「譲渡損益調整資産」といいます。）の譲渡が同条第8項に規定する他の通算法人の株式又は出資の当該他の通算法人以外の通算法人に対する譲渡であるときは、当該譲渡損益調整資産については、「12」から「26」までの各欄は、記載しません。
- 3 「譲渡利益額の調整」の「13」又は「譲渡損失額の調整」の「16」の各欄は、法第61条の11第2項から第4項までの規定により益金の額又は損金の額に算入する金額を記載します。この場合において、令第122条の12第4項第3号、第4号、第6号若しくは第7号《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》又は措置法第65条第10項第1号《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受けるときは、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「当期に譲受法人において生じた調整事由18」の欄は、譲渡損益調整資産について生じた令第122条の12第4項各号に掲げる事由を記載します。この場合において、当該譲渡損益調整資産について、措置法第65条第10項の規定の適用を受けるときは、「その他（）」の空欄には、「換地処分等」と記載します。
- 5 措置法第65条第11項の規定により同条第10項に規定する適用譲渡損益調整資産（以下5において「適用譲渡損益調整資産」といいます。）とみなされた減価償却資産についての「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合」の「19」の欄の記載に当たっては、同条第11項の規定を適用する前の適用譲渡損益調整資産について適用する耐用年数を「譲受法人が適用する耐用年数」として計算します。
- 6 「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合」の「20」及び「24」の各欄は、当該事業年度が令第122条の12第6項の規定の適用を受ける合併法人の適格合併の日の属する事業年度である場合には、当該適格合併の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。